

**北空知4町地域公共交通計画策定支援委託業務
公募型プロポーザル審査会設置要領**

(設置)

第1条 北空知4町地域公共交通計画策定支援委託業務公募型プロポーザル実施要綱（以下「要綱」という。）第3条第3項の規定に基づき、北空知4町地域公共交通計画策定支援委託業務公募型プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(目的及び所管事項)

第2条 審査会は、要綱第10条第1項及び第11条第1項に規定する選定において公正性を確保するため、次の各号に掲げる事項を所管するものとする。

- (1) 審査基準並びに選定方法等に関する事
- (2) 企画提案書及びヒアリングの審査並びに評価に関する事
- (3) 受託者の特定に関する事
- (4) その他必要と認める事項

(審査会の構成等)

第3条 審査会は、別表の職にある者により構成し、委員長は北空知4町地域公共交通活性化協議会長（北海道空知総合振興局地域創生部長、以下、「会長」という）をもって充てる。

2 前項の委員への就任依頼は、会長が所属長と本人あてにこれを行うものとする。

(任期)

第4条 委員の任期は、要綱第3条第3項の目的を達成したときまでとする。

(守秘義務等)

第5条 委員は職務上知り得た秘密をもらしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員長の職務)

第6条 委員長は、会務を総理し、議長として審査会の議事を運営する。

2 委員長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(審査会の開催及び議決)

第7条 委員長は、審査会を招集する。

2 審査会は、委員の2/3以上の出席がない場合は、成立しないものとする。

3 審査会の議事は、全委員の2/3以上をもって決する。

4 審査会は必要に応じ臨時関係職員を会議に参加させ、その意見を求めることができるものとする。

(事務局)

第8条 審査会の庶務を処理するため、事務局を北海道空知総合振興局地域創生部地域政策課に設置する。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和3年（2021年）4月20日から施行する。

【別表】

区分	所属・職
委員長	北空知4町地域公共交通活性化協議会長 (北海道空知総合振興局地域創生部長)
委員 (5名)	妹背牛町企画振興課長
	秩父別町企画課長
	北竜町企画振興課長
	沼田町産業創出課長